

令和 7 年 1 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

度会町長 中村忠彦

市町村名 (市町村コード)	度会町 (244708)
地域名 (地域内農業集落名)	長原(北西茶畑エリア以外) (長原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業者の平均年齢は70歳台に達し、非常に高齢化が進んでおり、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成を図りながら地域住民などを交え、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
また、川沿いの農地は大雨による冠水が2、3年に1度程度発生するため、土壌管理が難しい。特に西側は流れ込む砂によって砂地となっており、適した作物を模索していく必要がある。

【地域の基礎データ】

農業者:47人(全て長原営農組合組合員で、50歳台以下4人。大きな出合作業には20人ほど集まるが、日常的に作業を行うのは5、6人)

団体経営体:農事組合法人長原営農組合

主な作物:米、小麦、かぼちゃ、お茶、自家消費野菜等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である米、小麦については3年ローテーション栽培を維持していく。稲作については、農事組合法人長原営農組合から区域外の個人認定新規就農者に耕起、代掻き、稲刈り、乾燥等、基幹作業の委託を行う(どこまで作業を委託するかは圃場ごとに検討)が、日々の必要作業(畦草管理、用水管理、獣害対策等)は農事組合法人長原営農組合が直接行う予定である。

小麦については、組合員のトラクター活用を前提に耕作を行っていくが大型機械による作業はJA伊勢の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
未利用農地の再整備を進め、その農地の作付けに相応しい品目を見つけながら農地中間管理機構を活用して認定農業者(長原営農組合)に集約化を進める。水田については作業効率を勘案し、畦畔による現状の区画割を見直し、圃場の大型化や団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域農業の担い手として農事組合法人長原営農組合に使用貸借による土地利用権を設定し、農地経営の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地区画整理事業(圃場整備事業)は実施済みであるが、開渠水路であり、ため池の水門の開け閉めや各水田への給水作業が手作業となっていることからパイプライン設備の導入を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣市町村やJA伊勢と連携の上、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の教授や農業用機械のレンタルなどによる支援や、生産する農地のあっせんにより、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため地区外個人認定農業者への作業委託を活用するとともに、麦作については農事組合法人長原営農組合員のトラクター等を活用するが、大型機械を使用する作業については、農事組合法人長原営農組合からJA伊勢に委託して実施する。それ以外のかぼちゃ等の野菜栽培については農事組合法人長原営農組合や個人農家が実施し、遊休地の拡大防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて恒久的な獣害対策フェンスの設置も検討する。
- ②各作物についてこれまでに使用している肥料や薬剤を対象にSDGsの観点から使用する量や品種の見直しの検討を進める。
- ⑧水田への用水施設の効率化を図るため、パイプラインの導入検討を進める。